

「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A の事務局改正案」の意見募集結果について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A」に関して、前回までの規則改善WG 後にご提出いただいた意見と、それに対する事務局の対応案を以下のとおり取りまとめました。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
2. 既存顧客等への対応（経過措置について） (5) 外国 PEPs の確認について	既に取り引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることを確認することまで求められるものではない。各社において、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象顧客とし、確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客の申告時の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告を求める等の確認をすることが考えられる。 また、商業用データベース等を活用して、既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。	既に取り引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることを確認することまで求められるものではない。各社において、顧客の申告時や顧客情報の更新を含む継続的な顧客管理の過程で、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象とし、顧客を特定し、該当性を確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客の申告時の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告を求める等の確認をすることが考えられる。 また、商業用データベース等を活用して、適宜既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。	①確認のタイミングについても、一律に定められるものではなく、継続的な顧客管理の過程で、適宜実施しうることを確認させて頂きたい。 ②顧客の国籍や居住地は一定の指標となりうるが、必ずしも該当または限定されないことから、特段の記述を設けず、各社の基準により実施することとして頂きたい。	①のご意見についてですが、確認のタイミングは合理的と考えられるものであれば認められるものと考えられます。本設問の関係法令条文等として、警察庁パブリックコメント No.22 を追記させていただきます。 ご指摘の修正文言の追記については、WG で検討させていただきます。（資料 2 参照） ②のご意見についてですが、「外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象とし」と記載した趣旨は、全顧客に一律の確認をすることは実務上困難であり、かえって実効性を損なうことも考えられることから、外国 P E P s に該当する可能性の高いと考ええる範囲に確認対象顧客を限定するというものです。 「外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象とし」を削除した場合、結果として全顧客を対象顧客とするように読めますので、この点については原案といたします。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新２】実質的支配者の該当性について①	A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指す。 具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、その結果を受け、特定事業者において実質的支配者の確認を行うこととなる。	A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指す。 具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、その結果を受け、 特定事業者において実質的支配者の確認を行うこととなる 特定事業者に申告することとなる。	「特定事業者において実質的支配者の確認を行う」とした場合、特定事業者は顧客の申告内容について追加で調査をし、確認を求められているようにも読める。 これに続く「なお、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。」という説明から、特定事業者が申告内容に合理性があるかないかを確認する必要がある点は十分含まれていると考える。	ご指摘については、本設問において、また、Q新5においても、「顧客の申告については、合理的でないと考えられる特段の事情がない限りは、その真偽を確認する必要はない」旨詳細に説明しておりますので、誤解は生じないものと考えております。 したがって、修正の必要はないと考えておりますが、「具体的には、…（中略）実質的支配者の確認を行うこととなる。」の文言につき、WGで検討させていただきます。（資料2参照）
【新５】議決権保有割合の考え方	例) 法人Aの株式（議決権）を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を 50%保有しており 、Cは、A株式（議決権）を20%保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接10%保有し、かつCを通じて間接的に20%保有しており、合計で30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人Cが保有しているA株式（議決権）20%については、その全てを、法人Cの株式（議決権）の 50%超を保有している Bが保有することとして計算されることとなる。	①左記の例示と回答(→部分)ではB→Cの保有比率(マーカー部分)が異なっています(回答には「超」がある。) 法令では50%「超」で判断しており、それに合わせたほうが良いと考えます。	①は字句修正です。	①のご指摘については、「50%超」である旨がわかるよう修正させていただきます。（資料2参照）
		②一方で、可能であれば「50%」ジャストの場合の例示があれば助かります。「超」ではないことから形式的に支配権を有するとは判断しないのか、実質を勘案して判断すべきか判断に迷うところではないかと思われます。	②左記の修正内容記載の後半部分(「一方で」以下)は、実際の事例が出た場合に判断の参考となるような考え方が示せれば、有用なQAになるのではないかと思います。	②のご指摘については、「50%」ジャストの場合について、文言どおり、「50%超」ではないと考えられますので、原案のままさせていただきます。
【新9】外国PEPsについて	なお、外国PEPsの対象には、国連等の国際機関及び日本国において重要な公的地位を有する者は含まれない。	なお、外国PEPsの対象には、国連等の国際機関は 及び日本国において重要な公的地位を有する者は 含まれない。	外国PEPsの居住地は問われず、例えば駐日特命大使は外国PEPsに含まれると考えられるが、前段の文脈から「日本国において」が居住性を指すものと取れなくもないため、この点は含めず、外国PEPsの例示列举を増やす(パブコメにない世界銀行等)方向でご検討頂けると実務上大変有難い。	「日本国において」の文言については、「日本国の」と修正させていただきます。 また、外国PEPsの例示列举については、外国PEPsに該当しない「国際機関」を明示すべきという趣旨と理解しています。この点、警察庁のパブリックコメントNo.28において、『外国』とは本邦の域外にある国又は地域をいう」とあり、「国際機関」が外国PEPsに該当しないことが明示されていますので、本設問の関係法令条文等として、パブコメNo.28を追記させていただきます。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新12】顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引	各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、例えば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。	①各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、例えば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。 <u>なお、以下のケースが必ずしも「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものではない。</u>	①特別の注意を要する取引に該当するか否かは、記載の通り、法令上決められたものではなく各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、判断するものであり、以下のケースが必ずしも特別の取引に該当しないことを明示するため。	ご意見については、本設問末尾に、「なお、一見すると、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当するように思える場合であっても、取引に合理性や必然性が認められれば、取引時確認の対象とはならない」と記載しています。 ここでいう「合理性や必然性」は、各社の業態や顧客層等も総合的に勘案したうえで判断するものです。 したがって、ご意見については、本設問末尾に記載していますので、原案どおりとさせていただきます。
		②各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、例えば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。 <u>なお、全てのケースについて一律に対応を求めるものではなく、各社の業態・規模や顧客層を総合的に勘案し実態的に各社が判断するものとする。</u>	②例示である事の明確化のため。	
	金融資産1,000万円程度の顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分け投資を行うにもかかわらず、資産の殆どを一銘柄に投資する場合	<u>資産運用を行う顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分け投資を行うにもかかわらず、資産の殆どを一銘柄に投資する場合</u>	例示であるにもかかわらず数値が入ることによって水準がポイントであるかのような誤解を与えかねないため。	ご意見のように修正した場合、金融資産の多寡に関わらず確認する必要があるように思われるおそれもあり、具体的な数値を記載しないと、金額の目安がわからないという照会を頂くことも少なくありませんので、具体的な数値を記載した方が好ましいと考えます。 なお、各社の業容等により基準となる数値は異なると考えられますので、例示であることが明らかとなるよう「 <u>当社では、金融資産1,000万円程度の…</u> 」と修正いたします。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新 14】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止	通常取引時確認に加え、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を追加徴求する、または別途電話で確認するなど、二次的確認措置を図る等により、十分に注意を払う。	通常取引時確認に加え、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を追加徴求する、または別途電話で確認するなど、二次的確認措置を図る等により、十分に注意を払う。 <u>なお、各社の業態・規模等に勘案し、上記以外の方法等で行うことを否定するものではない。</u>	追加取引時確認については、追加書類や電話での確認以外にも、方法が考えられることから、確認方法について限定していないことを明示するため。	本設問については、第49回規則改善WGでの議論（非対面取引の本人確認）を踏まえて、修正いたします。
	（前略）顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図るため、以下のような確認を行うことが望ましい。	（前略）顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図るため、以下のような確認を行うことが望ましい。 <u>なお、一律の対応を求めるものではなく、業態・規模等に勘案し下記以外の確認方法等により実態的に各社が行うことも考えられる。</u>	平成24年10月「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（金融庁）において、非対面取引については、なりすまし等のおそれがあることを踏まえ「例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を確認する」とされているところであり、各社においては、各社の事情に応じた対応が既になされているところと思われるため、こうした各社の対応が否定されないよう、文言を修正すべき。	本設問については、第49回規則改善WGでの議論（非対面取引の本人確認）を踏まえて、修正いたします。
		①「非対面取引」の定義は、インターネット取引及びコールセンター取引、並びにそのいずれかの専用口座による取引をいい、営業員等との接触がある取引は含まない旨をQ&Aに明記していただきたい。	①対面でない、というだけでは複数の状況が想定され、潜在リスクにもバラつきが生じる。一般にハイリスクと懸念されるのは、まったく証券会社側に専任が存在しないインターネット取引および随時受付担当が変わるようなコールセンター取引を指すと考えられ、営業員等の介在や、専任がついて常時コミュニケーションのある取引では、同じ“非対面”であっても性質が異なるため。	新 14 の修正案において、非対面取引の定義として、「非対面取引を行う目的とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す」旨を記載させていただいております。この非対面取引の定義に、「営業員等の接触がある取引」（グループ会社の営業員による接触を含む）を含まないことは包含されていると考えます。 修正案 14 に基づき、WG で検討いただければと思います。
		② ①における“営業員等との接触がある取引”には、協会員の営業員等が直接顧客と接する場合に加えて、協会員のグループ会社であって、海外に所在する法人の営業員等が顧客に接する場合も含まれることを明記していただきたい。	②非居住顧客との取引においても、上記のインターネット取引およびコールセンター取引のように完全に非対面となるわけではなく、海外にあるグループ会社の特定の営業員等が介在し、顧客と接点をもち、東京拠点の担当者に引き継ぐことになるため、なりすましリスクは、本邦の営業員と接触がある顧客との取引同様、限定的であると考えられるため。	
		③追加的措置について、個人顧客、法人顧客、または法人顧客の取引担当者のいずれに対して行うものか、列挙されている項目それぞれに区別して記載して頂きたい。	③現在の表記のままでは、それぞれの措置が何を対象としているのか判別しかねるものがあるため。（例えば、最初の追加的措置例として、もし法人顧客の取引担当者をも対象に入れているとなると、通常自宅への電話は行わないため実務上支障をきたす。	

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新 14】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止		専ら非対面取引を行うことを目的として、郵送又は電磁的方法により新規口座開設を行う顧客に対して本人確認を行う際には、なりすまし防止等の観点から2種類の本人確認書類等を受入れる等の本人確認の追加的な措置を講ずるものとする。 なお、本人確認の追加的な措置として、2種類の本人確認書類等を受入れることのほかを原則とするが、顧客事情、各社の業態・業容に応じて、以下に掲げる措置の何れか1種類以上を選択し実施することがも考えられる。	当該原則がインターネット取引やコールセンター取引に適用されることを明記する、あるいは原則ではなく各社において対応の余地を残した記載にしていきたいと考えます。	新 14 の修正案において、非対面取引の定義として、「非対面取引を行う目的とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す」旨を記載させていただいており、当該Qの適用範囲は明確であると考えます。
		*1「専ら非対面取引を行うことを目的として」…平成24年10月金融庁発出の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」における非対面取引の主旨に添い、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれが高いインターネット取引及びコールセンター取引、若しくはそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す。協会員従業員との面談・折衝を行うことなく、口座開設から取引に至るまでを全て非対面で行う取引が該当し、各顧客に担当営業員を必ず付け実在性を確認できる場合は該当しない。なお、来店及び訪問、又は営業店への電話による取引も可能な口座開設であっても、国内において顧客が営業店から遠隔地に居住しているなどにより、非対面取引を行うことが想定される場合もこれに含めることが望ましい。	本措置を適用すべきとする場面を明確にする趣旨で、対象となる「非対面取引」を明確に定義すべきと考えます。 単に「非対面取引」とだけの記載になると、口座開設手続きを便宜的に郵送等の手続きで行う場合等、リスクが異なる取引を広く含むものと解釈される余地があり、リスクに応じた各社の対応を結果的に縛ってしまうことになりかねません。さらに、今回の議論に参加していない会員や将来社内の担当者が変わった場合、制定の背景が不明な為、「非対面取引」の定義を明確に記載しておいていただきたいです。	新 14 の修正案において、非対面取引の定義として、「非対面取引を行う目的とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す」旨を記載させていただいております。この非対面取引の定義に、「営業員等の接触がある取引」（グループ会社の営業員による接触を含む）を含まないことは包含されていると考えます。 修正案 14 に基づき、WGで検討いただければと思います。
		追加的な措置の例 ✓ 非居住者顧客の場合、海外のグループ会社が行う現地法令に基づく本人確認による実在確認 ✓ 非居住者の法人顧客の場合、外国の政府等が提供する公的なウェブサイトの情報の閲覧による実在確認 ✓ 法人顧客の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認には、国内においては定款、海外においては定款相当の Articles of Incorporation、他には例えば Offering Memorandum や Notary Public 発行の書類も含まれる。 ✓ 公共料金・電話の請求・支払書（海外では民営化されている場合も見受けられ、それを含む）による実在確認 ✓ グローバルに展開されている企業において、グループの基準に基づき、犯罪収益移転防止法に相当、あるいは別の角度から重層的に当該顧客の本人確認を行っており、実在性が確認されている場合。例えば、質問表などで追加的に深度ある調査を行っているなどが含まれる。		修正案 14 に追加的な措置の例を追記いたしましたので、ご提案内容及び修正案に基づき、WGで検討いただければと思います。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新 14】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止		『なお、本人確認の追加的な措置は顧客事情、各社の業態・業容に応じて以下に揚げる措置の何れか 1 種類以上を選択し実施することが考えられる。』 ＜追加的な措置＞ *法人顧客の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認 具体的な対応例としては以下に揚げる措置が考えられる。 － 協会のグループ会社において既に当該法人顧客に関する本人確認に相当する措置が講じられ、取引が開始されていることを確認すること。 － <u>顧客が非居住者である等の事情により協会の職員が直接に訪問することが困難な場合にあつては、申告を受け、本人確認書類等により確認した所在地/居住地に宛てて顧客固有の番号・記号等を記載した文書を送付の上、顧客よりメールまたは電話にて送付物に記載の当該番号・記号等と伴に送達の確認連絡を受ける方法。</u> － <u>顧客が非居住者である等の事情により協会の職員が直接に訪問することが困難な場合にあつては、送付を受ける書類について公証人等による認証を受けたもののみを受付けることとし、当該顧客および代表者などに宛てて送付した取引関係文書の送達を確認できた後より取引を開始する。</u> － <u>本人特定事項記載の本人確認書類等に加え、当該法人および代表者等の名称・氏名および所在地・居所に記載された郵便物等（本人確認書類に限定しない）の提出を受ける。</u> * 法人顧客の代表者等の場合、登記事項証明書等の記載事項と代表者等の一致確認（外国法人顧客を含む）	前回のワーキング・グループでも議論がなされたところではありますが、『2種類の本人確認書類等を受け入れることを原則とする』との表現が用いられる場合、『原則』として挙げられる追加的な措置が第一選択肢、その他措置は例外的に適用される措置であるとの認識に陥ることが懸念されます。 その場合、第一選択肢である『2種類の本人確認書類等を受け入れる』により対応する場合が大半を占め、例外的措置を講ずるケースがより少数であるとの実態が期待されることが想定されますが、現実的にはそのような状況を担保することができず、従って、『原則とする』との表現を避け、左記のように全ての追加的な措置を併記する対応とできないかご検討願いたく存じます。	ご指摘の『2 種類の本人確認書類等を受け入れる』ことを原則するといった記述とすることについては、前回のワーキングで議論いただいた結果を踏まえた上での修正ですので、原案どおりとさせていただきます。 修正案 14 に追加的な措置の例を追記いたしましたので、ご提案内容及び修正案に基づき、WG で検討いただければと思います。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新 15】既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止	Q「既存顧客については、継続的にどのような「なりすまし」対策をすればよいか」	「既存顧客については、継続的に <u>どのような「なりすまし」対策を行う場合、どのような対策を行うことが考えられるか</u> すればよいか」	より法令に近い表現とするため。	第 49 回規則改善 WG での議論（非対面取引の本人確認）を踏まえて、新 15 は既存顧客への対策全般について記述した新 15-1 と名寄せ調査の方法を記載した新 15-2 に分離しました。新 15-2 については名寄せ調査に限定した記述としています。
	以下のように行うことが望ましい。なお、各社の業態等に勘案し、下記以外の調査方法等により行うことを否定するものではない。	以下のように行うことが望ましい。 <u>なお、一律の対応を求めるものではなく、業態・規模等に勘案し下記以外の調査方法等により実態的に各社が行うことも考えられる。</u>	業態に応じ多様な対応が考えられるため、そうした部分を明確化するため。	
	<u>半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む。）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。</u>	<u>定期的に</u> 全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。	①各社の対応状況が現状では見通せない中、斯かる数値が掲げられる事は、実務上、対応が困難と思われる為 ②名寄せの頻度については各社のリスク等に応じて行われるべきものであり、半期に一回以上と限定するべきものではないと考えるため。	具体的な期間を記載しないと、調査周期の目安がわからないという照会を頂くことも少なくありませんので、「定期的」というのは好ましくないと考えます。 また、各社の業態等を勘案して他の方法により調査することを許容する旨は本設問に別途記載しています。 加えて、「半期に一回以上」という文言については、当協会がインターネット証券評議会と共に取りまとめた「インターネット取引における本人確認方法について」や、会員通知「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」においても、既存顧客の本人確認（「なりすまし」対策）の箇所に記載されていますので、原案どおりとさせていただきます。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新16】疑 わ　し　い　取 引　の　届　出 の　判　断　方 法	疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。 具体的には、以下の観点から疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。	①疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。 具体的には、以下の観点から疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。 <u>なお、各社の業態・規模等に勘案し、下記以外の方法等により確認を行うことを否定するものではない。</u>	①確認方法については、各社の業態等を勘案し決められるものであることを明示するため。	ご意見の記述部分は、あくまでも「観点」を示したものであり、誤解は生じないものと考えますが、ご意見を踏まえ、「以下の観点を参考として」に修正いたします。 上記のとおり、修正いたします。
		②疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。 具体的には、以下の観点から疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。 <u>なお、全ての観点に一律的に対応を求めるものではなく、業態・規模等に勘案し実態的に各社が判断していくことも考えられる。</u>	②観点については業態等に応じて実態的に各社が判断すべきものであるため	
【新18】継 続　取　引　に つ　い　て	A　既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたっては、新Q16の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。 <u>具体的には、以下のような確認を行うことが考えられる。</u>	A　既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたっては、新Q16の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。 <u>具体的には、例えば、以下のような確認を行うことが考えられる。</u>	例示であることの明確化のため	ご意見のとおり修正いたします。

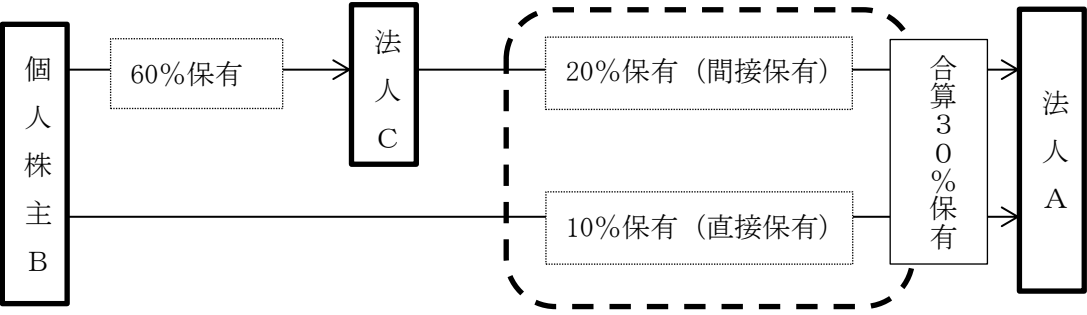
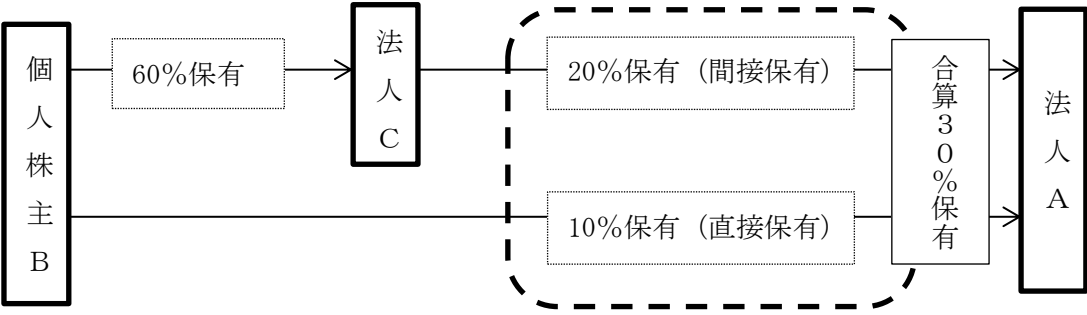
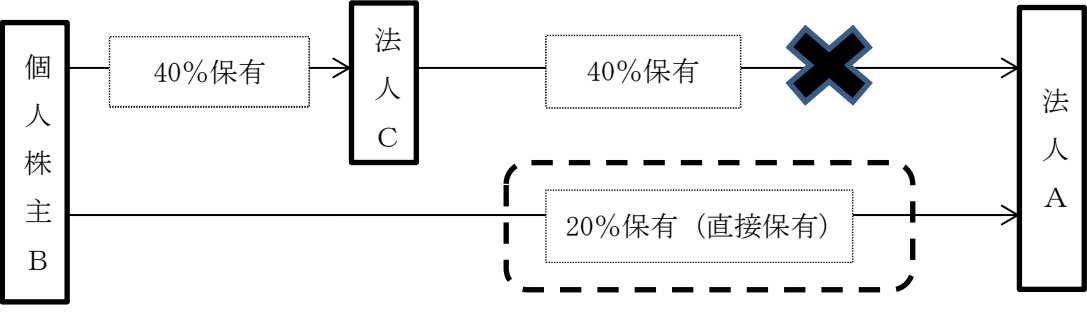
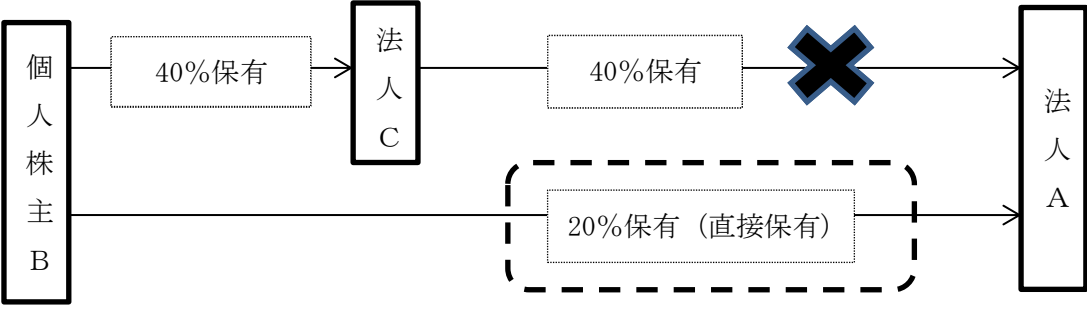
Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
【新19】高 リ ス ク 取 引 に つ い て①	④ 調査書の内容を勘案して、犯罪収益 移転の危険性が高いと認められるもの ＜取引形態＞ ・非対面取引 等 ＜顧客属性＞ ・非居住者取引 等	④ 調査書の内容を勘案して、犯罪収益移転の危険性 が高いと認められるもの なお、各社の業態・規模等に勘案し、下記に限定する ものではない。 ＜取引形態＞ ・非対面取引 等 ＜顧客属性＞ ・非居住者取引 等。	業態等に応じて実態的に各社が判断すべきものである ため	犯罪収益移転危険度調査書においては、各社 の個別事情ではなく、商品・サービス、取引 形態、国・地域、顧客の属性といった客観的 な態様により危険性が判断されています。 頂いた修正文言では、各社の個別事情によ り、注意すべき取引自体が異なるようにも 読めるため、原案どおりといたします。 なお、各社の業容等に応じた顧客管理に関し ては、Q新22に記載する特定事業者作成書面 に規定することとなります。
【新20】高 リ ス ク 取 引 に つ い て②	高リスク取引に該当する場合は、以下の 確認が必要となります。なお、高リスク 取引のうち、厳格な顧客管理を行う必要 性が特に高いと認められる取引につい ては【新20】の①の各項目に記載されて いる参照Q&Aに記載された確認が必要と なる。	高リスク取引に該当する場合は、以下の確認が必要 となります。なお、高リスク取引のうち、厳格な顧 客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引 については【新20】の①の各項目に記載されている 参照Q&Aに記載された確認が必要となる。なお、各 社の業態・規模等に勘案し、下記以外の方法等によ り確認を行うことを否定するものではない。	確認方法については、各社の業態等を勘案し決められ るものであることを明示するため。	本設問に記載している事項は、法令で規定さ れているものです(施行規則第26条及び第27 条)。 したがって、原案どおりとさせていただきます。
【新31】 個 人 番 号 カード・通 知 カ ー ド について	A 個人番号カードをその内容に含む個 人情報の収集等は番号利用法に基づき 原則として禁止されていることから、本 人特定事項の確認に当たって顧客等か ら個人番号カードの提示を受けた場合 には、特定事業者は、個人番号を書き写 したり、個人番号が記載された個人番号 カードの裏面の写しを取らないよう留 意する必要がある。	A 個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は 番号利用法に基づき原則として禁止されているこ とから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から 個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業 者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載さ れた個人番号カードの裏面の写しを取らないよう 留意する必要がある。	番号利用法に基づき原則として収集等を禁止されてい るのは、個人番号をその内容に含む個人情報であると 認識している。 現行の記載では、本人確認書類として認められる個人 番号カード表面の写しをとることも禁止されるように も読めるため。	ご意見のとおり修正いたします。

Q & A 項番	修正のご意見			事務局の対応案
	現状の事務局改正案	修正内容	修正理由	
参考様式	—	—	要望事項として、実質的支配者の申告内容が複雑になった為、各社同様の様式を用いて顧客に申告を依頼した方がわかりやすいと思われます。Q&Aに実質的支配者の申告用の参考様式を別添としてつけるようにご対応いただければと思います。	顧客等からの申告を受ける方法は、各特定事業者の業態や社内規程・事務手続等により異なりうるものですので、一律の様式化にはなじまないと考えられることから、参考様式を作成する予定はありません。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」事務局改正案について

(修正意見を踏まえた事務局改正案)

事務局改正案（修正部分はマーカー箇所）	現行事務局案
2 既存顧客等への対応（経過措置について） （１）～（４） （略） （５）外国 P E P s の確認について Q 施行日前に旧法に基づき、取引時確認を行っている顧客に対して、外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要か。 A 既に取引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることを確認することまで求められるものではない。各社において、顧客の申告時や顧客情報の更新を含む継続的な顧客管理の過程で、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象顧客とし、外国 P E P s の該当性を確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客の申告時の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告を求める等の確認をすることが考えられる。 また、商業用データベース等を活用して、既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。 （関係法令条文等）法第 4 条第 2 項第 3 号、施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条、パプコメ No. 22（平成 27 年）	2 既存顧客等への対応（経過措置について） （１）～（４） （略） （５）外国 P E P s の確認について Q 施行日前に旧法に基づき、取引時確認を行っている顧客に対して、外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要か。 A 既に取引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることを確認することまで求められるものではない。各社において、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象顧客とし、確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客の申告時の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告を求める等の確認をすることが考えられる。 また、商業用データベース等を活用して、既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。 （関係法令条文等）法第 4 条第 2 項第 3 号、施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条
【新 2】実質的支配者の該当性について① Q 議決権の総数の 25%超を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいか。（議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいか。） A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指す。 具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、特定事業者はその判定結果の申告を受けることとなる。特定事業者において実質的支配者の確認を行うこととなる。なお、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。 なお、信託銀行が自身の支配目的で投資する場合を除き、信託勘定を通じて、議決権を保有する場合は議決権保有割合を考慮する必要はない。 【該当性確認の具体例】 ① 法人 A の株式（議決権）を 30%保有している個人株主 B がいる場合	【新 2】実質的支配者の該当性について① Q 議決権の総数の 25%超を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいか。（議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいか。） A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指す。 具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、その結果を受け、特定事業者において実質的支配者の確認を行うこととなる。なお、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。 なお、信託銀行が自身の支配目的で投資する場合を除き、信託勘定を通じて、議決権を保有する場合は議決権保有割合を考慮する必要はない。 【該当性確認の具体例】 ① 法人 A の株式（議決権）を 30%保有している個人株主 B がいる場合

事務局改正案（修正部分はマーカ箇所）	現行事務局案
→ BはA株式（議決権）を直接30％保有しているため、実質的支配者に該当する。 ② 法人Aの株式（議決権）を10％保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を60％保有しており、Cは、A株式（議決権）を20％保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接10％保有し、かつCを通じて間接的に20％保有しており、合計で30％を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、Bの間接保有分を計算する場合、BのC株式（議決権）の保有割合が60％であるからといって、CのA株式（議決権）の保有割合を軽減するものではなく（$20\% \times 60\% = 12\%$）と計算するものではなく）、法人Cが保有しているA株式（議決権）20％については、その全てを、法人Cの株式（議決権）の50％超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。 	→ BはA株式（議決権）を直接30％保有しているため、実質的支配者に該当する。 ② 法人Aの株式（議決権）を10％保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を60％保有しており、Cは、A株式（議決権）を20％保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接10％保有し、かつCを通じて間接的に20％保有しており、合計で30％を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、Bの間接保有分を計算する場合、BのC株式（議決権）の保有割合が60％であるからといって、CのA株式（議決権）の保有割合を軽減するものではなく（$20\% \times 60\% = 12\%$）と計算するものではなく）、法人Cが保有しているA株式（議決権）20％については、その全てを、法人Cの株式（議決権）の50％超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。 
③ 法人Aの株式（議決権）を20％保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を40％保有しており、Cは、A株式（議決権）を40％保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接20％保有しているものの、C株式（議決権）の保有割合は50％超ではなく、40％しか保有していないことから、Cが保有しているA株式（議決権）40％は間接保有分として、合算されない。よって、Bは実質的支配者に該当しない。 	③ 法人Aの株式（議決権）を20％保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を40％保有しており、Cは、A株式（議決権）を40％保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接20％保有しているものの、C株式（議決権）の保有割合は50％超ではなく、40％しか保有していないことから、Cが保有しているA株式（議決権）40％は間接保有分として、合算されない。よって、Bは実質的支配者に該当しない。 
④ 法人Aの株式（議決権）40％を保有している個人株主Bと、A株式（議決権）を55％保有している個人株主Dがいる場合 → Dが実質的支配者に該当する。BもA株式（議決権）を40％直接保有しているが、他の者が50％超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しない。 ⑤ 上場企業の子会社である信託銀行Eが、銀行勘定で法人Aの株式（議決権）を10％保有し、信託勘定でA株式（議決権）を20％保有している場合 → 信託勘定は直接・間接ともに保有割合として考慮しないため、直接保有である銀行勘定分の10％のみ保有していることとなり、Eは実質的支配者に該当しない。 （関係法令条文等）施行規則第11条、パブコメ No. 94、96～99、104～107、112（平成27年）	④ 法人Aの株式（議決権）40％を保有している個人株主Bと、A株式（議決権）を55％保有している個人株主Dがいる場合 → Dが実質的支配者に該当する。BもA株式（議決権）を40％直接保有しているが、他の者が50％超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しない。 ⑤ 上場企業の子会社である信託銀行Eが、銀行勘定で法人Aの株式（議決権）を10％保有し、信託勘定でA株式（議決権）を20％保有している場合 → 信託勘定は直接・間接ともに保有割合として考慮しないため、直接保有である銀行勘定分の10％のみ保有していることとなり、Eは実質的支配者に該当しない。 （関係法令条文等）施行規則第11条、パブコメ No. 96～99、104～107（平成27年）

事務局改正案（修正部分はマーカ箇所）	現行事務局案
【新 5】議決権保有割合の考え方 Q 議決数総数の 25%超を保有しているか否かの判定は、直接保有及び間接保有を合計した割合となっているが、この割合を判断するのは、顧客であり、業者がその合計割合に関する真偽の確認までは求められないとの理解でよいか。 A 実質的支配者にかかる議決権保有割合の確認は、顧客等の代表者等から申告を受けるものであり、その真偽を確認する必要はない。 ただし、顧客等からの申告について自社の知識・経験及びデータベース等と照らして合理的でないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。 なお、議決権保有割合の判定においては、自然人が有する議決権に、当該自然人の支配法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権を加えて判定する必要がある。 例）法人Aの株式（議決権）を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を55%保有しており、Cは、A株式（議決権）を20%保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接10%保有し、かつCを通じて間接的に20%保有しており、合計で30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人Cが保有しているA株式（議決権）20%については、その全てを、法人Cの株式（議決権）の50%超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。 （関連法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条第2項、パブコメ No. 94、112、128（平成 27 年）	【新 5】議決権保有割合の考え方 Q 議決数総数の 25%超を保有しているか否かの判定は、直接保有及び間接保有を合計した割合となっているが、この割合を判断するのは、顧客であり、業者がその合計割合に関する真偽の確認までは求められないとの理解でよいか。 A 実質的支配者にかかる議決権保有割合の確認は、顧客等の代表者等から申告を受けるものであり、その真偽を確認する必要はない。 ただし、顧客等からの申告について自社の知識・経験及びデータベース等と照らして合理的でないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。 なお、議決権保有割合の判定においては、自然人が有する議決権に、当該自然人の支配法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権を加えて判定する必要がある。 例）法人Aの株式（議決権）を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を50%保有しており、Cは、A株式（議決権）を20%保有している場合 → BはA株式（議決権）を直接10%保有し、かつCを通じて間接的に20%保有しており、合計で30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人Cが保有しているA株式（議決権）20%については、その全てを、法人Cの株式（議決権）の50%超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。 （関連法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条第2項、パブコメ No. 94、128（平成 27 年）
【新 9】外国 P E P s について Q 顧客が外国の重要な公的地位を有する者であるか否かの確認が必要になったが、どのような者が該当し、該当した場合にはどのような対応が必要になるのか。 A 外国政府等において重要な公的地位を有する者（外国 P E P s）とは、以下に該当する者を指す。該当する場合の取引については、法第4条第2項に基づく確認、統括管理する者による疑わしい点あるかの確認及び承認が必要となる。なお、外国 P E P s の対象には、国連等の国際機関及び日本国の重要な公的地位を有する者は含まれない。 ＜外国 P E P s ＞ ①外国の元首及び過去外国元首であった者 ②外国政府等で重要な地位を有する者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者 ・我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職 ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職 ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職 ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航	【新 9】外国 P E P s について Q 顧客が外国の重要な公的地位を有する者であるか否かの確認が必要になったが、どのような者が該当し、該当した場合にはどのような対応が必要になるのか。 A 外国政府等において重要な公的地位を有する者（外国 P E P s）とは、以下に該当する者を指す。該当する場合の取引については、法第4条第2項に基づく確認、統括管理する者による疑わしい点あるかの確認及び承認が必要となる。なお、外国 P E P s の対象には、国連等の国際機関及び日本国において重要な公的地位を有する者は含まれない。 ＜外国 P E P s ＞ ①外国の元首及び過去外国元首であった者 ②外国政府等で重要な地位を有する者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者 ・我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職 ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職 ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職 ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航

事務局改正案（修正部分はマーカー箇所）	現行事務局案
空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職 ・ 中央銀行の役員 ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員 （我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定される） ③ ①及び②の家族（Ｑ●●参照） ④ ①～③が実質的支配者である法人 （関係法令条文等）施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条、パプコメ No. 27、28、34～37（平成 27 年）	空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職 ・ 中央銀行の役員 ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員 （我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定される） ③ ①及び②の家族（Ｑ●●参照） ④ ①～③が実質的支配者である法人 （関係法令条文等）施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条、パプコメ No. 27、34～37（平成 27 年）
【新 12】顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 Ｑ 取引時確認が求められる「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」とは、どのような取引か。 A 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」には、「疑わしい取引」及び「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が該当する。これらの取引は、通常の取引時確認の対象取引以外の取引であっても、特定取引に該当することになり、取引時確認が必要となる。なお、既に取引時確認済みの顧客等であっても、その後、顧客管理を行う中で「特別の注意を要する取引」に該当すると判断した場合、再度の取引時確認が必要となる。 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するか否かは、取引を行う際に確認する必要がある。「疑わしい取引」に該当するか（疑わしい点がないか）の判断目安については、Ｑ〇〇を参照。また、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」については、例えば以下のような場合には、「疑わしい取引」に直ちに該当するとは言えないまでも、取扱金額、顧客等の態度、取引の目的・動機、取引頻度等から、類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるものと判断される可能性がある。各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、例えば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。 ○ 取引目的が安定重視の顧客は、一般的にリスクの高い商品には投資しない又は投資しても少額であるにも関わらず、当該属性の顧客が、リスクの高い商品に多額の投資を行う場合 ○ 高齢顧客は、債券取引を行う場合であっても、一般的には 5 年～10 年程度で償還をむかえる取引を行うにも関わらず、当該属性の顧客が、償還期限が 30 年以上の債券の購入を希望する場合 ○ 当社では、金融資産 1,000 万円程度の顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分け投資を行うにもかかわらず、資産のほとんどを一銘柄に投資する場合 なお、一見すると、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当するように思える場合であっても、取引に合理性や必然性が認められれば、取引時確認の対象とはならない。 （関係法令条文等）施行令第 7 条第 1 項、第 13 条第 2 項、施行規則第 5 条第 1 項第 4 号、パプコメ No. 56～58（平成 27 年）	【新 12】顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 Ｑ 取引時確認が求められる「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」とは、どのような取引か。 A 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」には、「疑わしい取引」及び「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が該当する。これらの取引は、通常の取引時確認の対象取引以外の取引であっても、特定取引に該当することになり、取引時確認が必要となる。なお、既に取引時確認済みの顧客等であっても、その後、顧客管理を行う中で「特別の注意を要する取引」に該当すると判断した場合、再度の取引時確認が必要となる。 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するか否かは、取引を行う際に確認する必要がある。「疑わしい取引」に該当するか（疑わしい点がないか）の判断目安については、Ｑ〇〇を参照。また、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」については、例えば以下のような場合には、「疑わしい取引」に直ちに該当するとは言えないまでも、取扱金額、顧客等の態度、取引の目的・動機、取引頻度等から、類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるものと判断される可能性がある。各社の業態や顧客層を総合的に勘案した上で、例えば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。 ○ 取引目的が安定重視の顧客は、一般的にリスクの高い商品には投資しない又は投資しても少額であるにも関わらず、当該属性の顧客が、リスクの高い商品に多額の投資を行う場合 ○ 高齢顧客は、債券取引を行う場合であっても、一般的には 5 年～10 年程度で償還をむかえる取引を行うにも関わらず、当該属性の顧客が、償還期限が 30 年以上の債券の購入を希望する場合 ○ 金融資産 1,000 万円程度の顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分け投資を行うにもかかわらず、資産のほとんどを一銘柄に投資する場合 なお、一見すると、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当するように思える場合であっても、取引に合理性や必然性が認められれば、取引時確認の対象とはならない。 （関係法令条文等）施行令第 7 条第 1 項、第 13 条第 2 項、施行規則第 5 条第 1 項第 4 号、パプコメ No. 56～58（平成 27 年）

事務局改正案（修正部分はマーカー箇所）	現行事務局案
【非対面取引について】 【新 14】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止（追加的本人確認の実施） Q インターネット取引等の「非対面取引」は「犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」とされているが、新規口座開設時において、対面取引の場合の確認に加えてどのような点に留意すべきか。 A インターネット取引・<u>コールセンター取引</u>等の非対面取引では、顧客が「なりすまし」等を行っているおそれが対面取引よりも大きいため、顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図る<u>必要がある。そこで、専ら非対面取引を行う目的（※1）で、郵送又は電磁的方法により新規口座開設を行う顧客に対しては、通常取引時確認に加えて、追加的本人確認措置を行うことが必要であると考えられる。なお、対面取引口座（来店及び訪問、又は営業店への電話による取引も可能な口座）であったとしても、顧客が営業店から遠隔地に居住しているなど、非対面取引のみを行うことが想定される場合は、当該口座についても追加的本人確認措置の対象とすることが望ましい。</u> <u>追加的本人確認措置としては、原則として2種類の本人確認書類等を受入れる（※2）ことが考えられるが、顧客事情、各社の業態・業容に応じ、以下に掲げる措置の何れか1種類以上を選択し実施することも考えられる。</u> <u>＜追加的本人確認措置の例＞</u> ✓ <u>申込書に記載された自宅等への電話による居住確認</u> ✓ <u>申込書に記載された携帯電話への電話による、本人しか知り得ないと考えられる事項の確認</u> ✓ <u>本人限定受取郵便による取引に係る文書の送付</u> ✓ <u>口座開設時の名寄せ（携帯電話番号、メールアドレス等）の実施</u> ✓ <u>電磁的方法を利用する場合、メールやSMSを用いた相互通信による確認</u> ✓ <u>法人顧客（外国法人顧客を含む）の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認（定款又は定款に相当するものによる実在性の確認等）</u> ✓ <u>法人顧客（外国法人顧客を含む）の代表者等の場合、登記事項証明書等の記載事項と代表者等の一致確認</u> ✓ <u>持株会等の福利厚生目的等で事業会社の事務局等を経由して開設される口座で、事務局等を通じた役職員の実在確認</u> ✓ <u>非居住者顧客の場合、海外のグループ会社が行う現地法令に基づく本人確認による実在確認</u> ✓ <u>非居住者顧客の場合、犯収法上の補完書類に相当するものによる確認（犯収法上は補完書類に該当しないことに注意が必要。）</u> ✓ <u>非居住者の法人顧客の場合、複数の担当者（代表者等）の確認</u> ✓ <u>非居住者の法人顧客の場合、外国の政府等が提供する公的なウェブサイトの情報の閲覧による実在確認</u> ✓ <u>その他、顧客属性等に応じて上記と同等以上の効果を有すると考えられる方法</u> <u>※1「非対面取引を行う目的」とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す。</u> <u>※2「2種類の本人確認書類等を受入れる」とは、通常取引時確認としての本人確認書類に加え、当該書類とは別の本人確認書類又は公共料金等の補完書面（税の領収書又は納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書その他官公庁から発行された書類で氏名及び住居の記載があるもの）を受入れることを指す。</u> （関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第14条、施行規則第6条、第7条	【非対面取引について】 【新 14】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止 Q インターネット取引等の「非対面取引」は「犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」とされているが、新規口座開設時において、対面取引の場合の確認に加えてどのような点に留意すべきか。 A インターネット取引等の非対面取引では、顧客が「なりすまし」等を行っているおそれが対面取引よりも大きいため、顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図るため、<u>以下のような確認を行うことが望ましい。</u> ・<u>口座開設申込者に対して、本人確認書類の送付を依頼し、取引関係文書を転送不要で送付すること等により取引時確認を行う。</u> ・<u>通常取引時確認に加え、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を追加徴求する、または別途電話で確認するなど、二次的確認措置を図る等により、十分に注意を払う。</u> <u>【追加書類の例】</u> ①<u>税の領収書又は納税証明書</u> ②<u>社会保険料の領収書</u> ③<u>公共料金の領収書</u> ④<u>その他官公庁から発行された書類で氏名及び住居の記載があるもの</u> ・<u>本人確認書類に疑義がある場合は、必要に応じて、例えば書留郵便による転送不要郵便等で、取引に係る文書を顧客宛送付するなどして、取引時確認を行う。</u> （関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第14条、施行規則第6条、第7条

事務局改正案（修正部分はマーカ箇所）	現行事務局案
【新 15－1】既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止（追加的本人確認の実施） Q 既存顧客については、継続的にどのような「なりすまし」対策をすればよいか。 既存顧客における「なりすまし」防止策としては、全顧客に対して、定期的（半期に一回以上）及び随時に既存口座の調査を実施し、当該調査の過程において又は調査結果に基づき（※１）、追加的な本人確認措置として、新 14 の追加的本人確認措置を参考に、当該調査結果等に応じて適当と考えられる方法により実施することが考えられる。 なお、取引特性に応じて、調査内容や方法を使い分けることも考えられ、非対面取引においては、従来から実施しているＩＤ・パスワード入力等の本人認証に加えて、新たな本人認証の仕組み（※２）を構築することにより、追加的本人確認措置とすることも考えられる。 ※１「当該調査の過程において又は調査結果に基づき」とは、調査そのものが追加的本人確認措置に該当する場合、調査の結果において更なる確認が必要な顧客を抽出し、当該顧客に対して追加的本人確認措置を実施する場合が考えられる。なお、「なりすまし」等の疑義がある場合は、法第４条２項による確認が必要である。 ●調査そのものが追加的本人確認措置に該当する場合の例 ・定期的な登録電話番号への架電 ・本人限定受取郵便を用いた取引残高報告書等の定期的送付 ●調査の結果、抽出された顧客に対して追加的本人確認措置を実施する場合の例 ・名寄せ（電話番号、メールアドレス、IP アドレス等）調査の結果、重複が認められた場合 ・取引審査（新 15-2 の記載例参照）の結果、取引内容に疑義が認められた場合 ※２「新たな本人認証の仕組み」とは、ハードウェアトークンによるワンタイムパスワード認証、生体認証の導入や、第２ログインパスワード（容易に第三者が知り得ないものに限る）の設定、通常の利用に用いる端末と異なる端末からログインした場合の秘密の質問の設定等が考えられる。 （関係法令条文等）法第４条第２項、施行令第 14 条、監督指針Ⅲ－Ⅱ－６－（１）－①－ロ	現行事務局案 （新設）
【新 15－2】既存口座の「なりすまし」調査について Q 既存口座の「なりすまし」防止策の一つとして、名寄せ等による「なりすまし」調査を行う場合は、どのように行えばよいか。 A 「なりすまし」調査については、例えば、以下のような方法により行うことが考えられる。 １．全顧客を対象とした定期的な調査 ＜定期的な名寄せによる不審口座の抽出＞ 半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。 ①設置型電話番号が同一の口座	【新 15】既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止 Q 既存顧客については、継続的にどのような「なりすまし」対策をすればよいか。 A 既存顧客に対する本人確認は、対面取引、インターネット等非対面取引のどちらにおいても重要である。取引の名義人になりすまして注文を行う顧客を排除することにより、市場の公正性を確保するとともに、証券会社等の損失の発生を未然に防止するための方策であり、適切な顧客管理及び自己防衛の観点から、以下のように行うことが望ましい。なお、各社の業容等に勘案し、下記以外の調査方法等により行うことを否定するものではない。 １．全顧客を対象とした定期的な調査 ＜定期的な名寄せによる不審口座の抽出＞ 半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。 ①設置型電話番号が同一の口座

事務局改正案（修正部分はマーカー箇所）	現行事務局案
②E メールアドレスが同一の口座 ③携帯電話番号が同一の口座 ・このような口座のうち、住所や姓が異なったり、I Pアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられる。 ・「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられる。（新14及び新15－1 参照） ・特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高いため、本人しか知り得ない情報の確認の際にも複数の事柄を確認するなど、必要十分な確認をすることが望ましい。 2. 特定の顧客を対象とした随時の調査 ＜取引の異常値による不審口座の抽出＞ 売買審査等（売買審査、各種モニタリング）において、以下のような基準を各社で定め、不自然な取引が行われている不審な口座を発見した場合は、1. と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行う。また、特にインターネット取引等の非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いため、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握して不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等がいっそう強く求められると考えられる。 ＜株式取引＞ ・株式取引における特定銘柄への集中度が高い口座 ・株式取引における特定の銘柄について売買関与率の高い口座 ・複数の口座において、同一期間に同一銘柄を売買している口座 ＜取引全般＞ ・取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座 ＜入出金＞ ・多額または不自然に分割された入金や売却代金出金が行われている口座 ・振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※） ※振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認せずに口座への反映を行わないように留意する。 ＜その他＞ ・I Pアドレスに不審な点が認められる口座 3. 「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の調査 1. 及び2. の確認をしても、「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合は、法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる。）により本人確認を改めて行う。 このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する。 また、当該顧客の口座において、200万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある。）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要	②E メールアドレスが同一の口座 ③携帯電話番号が同一の口座 ・このような口座のうち、住所や姓が異なったり、I Pアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられる。 ・「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられる。 ・特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高いため、本人しか知り得ない情報の確認の際にも複数の事柄を確認するなど、必要十分な確認をすることが望ましい。 2. 特定の顧客を対象とした随時の調査 ＜取引の異常値による不審口座の抽出＞ 売買審査等（売買審査、各種モニタリング）において、以下のような基準を各社で定め、不自然な取引が行われている不審な口座を発見した場合は、1. と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行う。また、特にインターネット取引等の非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いため、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握して不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等がいっそう強く求められると考えられる。 ＜株式取引＞ ・株式取引における特定銘柄への集中度が高い口座 ・株式取引における特定の銘柄について売買関与率の高い口座 ・複数の口座において、同一期間に同一銘柄を売買している口座 ＜取引全般＞ ・取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座 ＜入出金＞ ・多額または不自然に分割された入金や売却代金出金が行われている口座 ・振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※） ※振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認せずに口座への反映を行わないように留意する。 ＜その他＞ ・I Pアドレスに不審な点が認められる口座 3. 「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の調査 1. 及び2. の確認をしても、「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合は、法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる。）により本人確認を改めて行う。 このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する。 また、当該顧客の口座において、200 万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある。）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要

事務局改正案（修正部分はマーカ箇所）	現行事務局案
必要な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行う。 なお、なりすまし調査における疑わしい取引の届出については、平成20年2月26日付協会員通知「会員の疑わしい取引の届出に関する考え方」（日証協（自）19第97号）を参照すること。 （関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第14条、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－①－ロ	な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行う。 ※なりすまし調査における疑わしい取引の届出については、平成20年2月26日付協会員通知「会員の疑わしい取引の届出に関する考え方」（日証協（自）19第97号）を参照すること。 （関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第14条、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－①－ロ
疑わしい取引の届出】 【新16】 疑わしい取引の届出の判断方法 Q 疑わしい取引に該当するかどうかを判断する項目として、「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」とあるが、どのようなことを行えばよいか。 A 疑わしい取引の届出に関する判断方法について、従来の犯収法においては、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とされていたが、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。 具体的には、以下の観点を参考として疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。 ① 営業員等が顧客等の取引等の際、疑わしい点がないか疑わしい取引の参考事例及び以下の確認の観点を確認する。 ⇒ 少しでも疑わしい点があれば、内部管理責任者等に相談することを営業員等に周知することが必要である。 ② 顧客の取引等に関して、疑わしい取引の参考事例及びマネー・ローンダリング防止の観点から取引のモニタリングを行う。取引モニタリングについては、例えば、顧客属性（金融資産・収入）からみて、高額な取引を行っていないか等のモニタリングを行うことが考えられる。また、一定基準の取引に関して、異常値を探知させるような社内システムの構築による確認も想定される。 【確認の観点】 ① 一般的な取引の態様との比較⇒他の顧客等との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。 ・多額の現金又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引 ・公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合 等 ② 顧客との過去の取引との比較⇒顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らしてマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。 ・通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引 ・契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われ	【疑わしい取引の届出】 【新16】 疑わしい取引の届出の判断方法 Q 疑わしい取引に該当するかどうかを判断する項目として、「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」とあるが、どのようなことを行えばよいか。 A 疑わしい取引の届出に関する判断方法について、従来の犯収法においては、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とされていたが、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。 具体的には、以下の観点から疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。 ① 営業員等が顧客等の取引等の際、疑わしい点がないか疑わしい取引の参考事例及び以下の確認の観点を確認する。 ⇒ 少しでも疑わしい点があれば、内部管理責任者等に相談することを営業員等に周知することが必要である。 ② 顧客の取引等に関して、疑わしい取引の参考事例及びマネー・ローンダリング防止の観点から取引のモニタリングを行う。取引モニタリングについては、例えば、顧客属性（金融資産・収入）からみて、高額な取引を行っていないか等のモニタリングを行うことが考えられる。また、一定基準の取引に関して、異常値を探知させるような社内システムの構築による確認も想定される。 【確認の観点】 ① 一般的な取引の態様との比較⇒他の顧客等との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。 ・多額の現金又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引 ・公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合 等 ② 顧客との過去の取引との比較⇒顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らしてマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。 ・通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引 ・契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われ

事務局改正案（修正部分はマーカー箇所）	現行事務局案
る取引 等 ③ 取引時の確認との整合性 ・架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資 ・住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資 等 （関係法令条文等）法第 8 条第 2 項、施行規則第 26 条、第 27 条、パブコメ No. 156、158、160（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－②、③	る取引 等 ③ 取引時の確認との整合性 ・架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資 ・住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資 等 （関係法令条文等）法第 8 条第 2 項、施行規則第 26 条、第 27 条、パブコメ No. 156、158、160（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－②、③
【新 18】継続取引について Q 既存顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点は。 A 既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたっては、新 Q16 の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。 具体的には、例えば、以下のような確認を行うことが考えられる。 【確認記録の精査】 ・顧客の確認記録に基づき、属性の変化（外国 P E P s や反社会的勢力等への該当性）がないかの確認 ＜確認方法＞ 顧客との取引の都度、精査する必要ではなく、新たな情報を得た場合に全ての顧客と照合することや、定期的な既存客のスクリーニングを行う方法が考えられる。 【取引記録の精査】 ・顧客の取引記録に基づき、疑わしい点がないかのモニタリングによる確認 ＜確認方法＞ 顧客の取引に関して、一定の抽出基準で抽出し、顧客へのヒアリング等を通じて確認を行う。 例えば、休眠顧客等（取引が頻繁でない顧客）が急に頻繁に取引を行う等、取引頻度の急激に変化した顧客等を抽出しその売買理由等の確認を行うこと等が考えられる。 （関係法令条文等）法第 8 条第 2 項、施行規則第 27 条第 2 号、パブコメ No. 162（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－②、③	【新 18】継続取引について Q 既存顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点は。 A 既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたっては、新 Q16 の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。 具体的には、以下のような確認を行うことが考えられる。 【確認記録の精査】 ・顧客の確認記録に基づき、属性の変化（外国 P E P s や反社会的勢力等への該当性）がないかの確認 ＜確認方法＞ 顧客との取引の都度、精査する必要ではなく、新たな情報を得た場合に全ての顧客と照合することや、定期的な既存客のスクリーニングを行う方法が考えられる。 【取引記録の精査】 ・顧客の取引記録に基づき、疑わしい点がないかのモニタリングによる確認 ＜確認方法＞ 顧客の取引に関して、一定の抽出基準で抽出し、顧客へのヒアリング等を通じて確認を行う。 例えば、休眠顧客等（取引が頻繁でない顧客）が急に頻繁に取引を行う等、取引頻度の急激に変化した顧客等を抽出しその売買理由等の確認を行うこと等が考えられる。 （関係法令条文等）法第 8 条第 2 項、施行規則第 27 条第 2 号、パブコメ No. 162（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－Ⅱ－6－（1）－②、③

事務局改正案（修正部分はマーカ箇所）	現行事務局案
【新 31】個人番号カード・通知カードについて Q 個人番号カードを本人確認書類として掲示又は写しの提出を受ける場合に、取扱い上の留意点はあるか。また、通知カードは、本人確認書類として使用できるのか。 A <u>個人番号カード</u>をその内容に含む個人情報の収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要がある。 個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はない。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要である。 また、個人番号カードには、表面に臓器提供意思確認欄もあるが、当該情報は、機微情報に該当する可能性があることから、同様にマスキングする等の措置が必要であると考えられる。 なお、通知カードについては、施行規則において本人確認書類から除かれているため、本人確認書類として使用できない。 （関係法令条文等）施行規則第 7 条第 1 号、パブコメ No. 87, 88（平成 27 年）	【新 31】個人番号カード・通知カードについて Q 個人番号カードを本人確認書類として掲示又は写しの提出を受ける場合に、取扱い上の留意点はあるか。また、通知カードは、本人確認書類として使用できるのか。 A <u>個人番号カード</u>をその内容に含む個人情報の収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要がある。 個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はない。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要である。 また、個人番号カードには、表面に臓器提供意思確認欄もあるが、当該情報は、機微情報に該当する可能性があることから、同様にマスキングする等の措置が必要であると考えられる。 なお、通知カードについては、施行規則において本人確認書類から除かれているため、本人確認書類として使用できない。 （関係法令条文等）施行規則第 7 条第 1 号、パブコメ No. 87, 88（平成 27 年）

以上